

# サステナビリティ開示で求められる「保証」の実務上の論点

前提条件や保証の範囲を踏まえて対応、企業側の態勢整備も重要なに

今年3月、サステナビリティ基準委員会（SSB）がサステナビリティ情報の開示基準を最終化した。2027年3月期から段階的に、東京証券取引所プライム市場に上場する企業に対し、これに基づく開示が義務付けられる。サステナビリティ開示を巡っては、開示情報の信頼性を担保するため、第三者による「保証」が重要になる。金融庁金融審議会のワーキンググループ（注1）では、その在り方が検討されており、将来的に義務化されることが予定されている。本稿ではこうした議論を踏まえて、実務上の論点を整理する。

## サステナビリティ開示の信頼性を担保

企業がサステナビリティ情報を積極的に開示する理由は多岐にわたり、その情報の利用者は投資家、消費者、自社の従業

員や地域・社会など幅広い。例えば、投資家は財務的な情報だけでなく、持続可能性への取り組みを企業価値評価に織り込むことで、投資の意思決定を行う。

価値を上げることを企図して、取り組みと成果を開示するケースもあるだろう。一方、サステナビリティ情報開示は比較的新しい分野であることで、環境に配慮した製品やサービスを提供している企業が、消費者の理解を深め、企業のブランド

報を積極的に開示する理由は多岐にわたり、その情報の利用者は投資家、消費者、自社の従業

PwC Japan 監査法人  
監査事業本部 パートナー  
**遠藤 英昭**  
サステナビリティ・アドバイザリー部  
ニアマネージャー

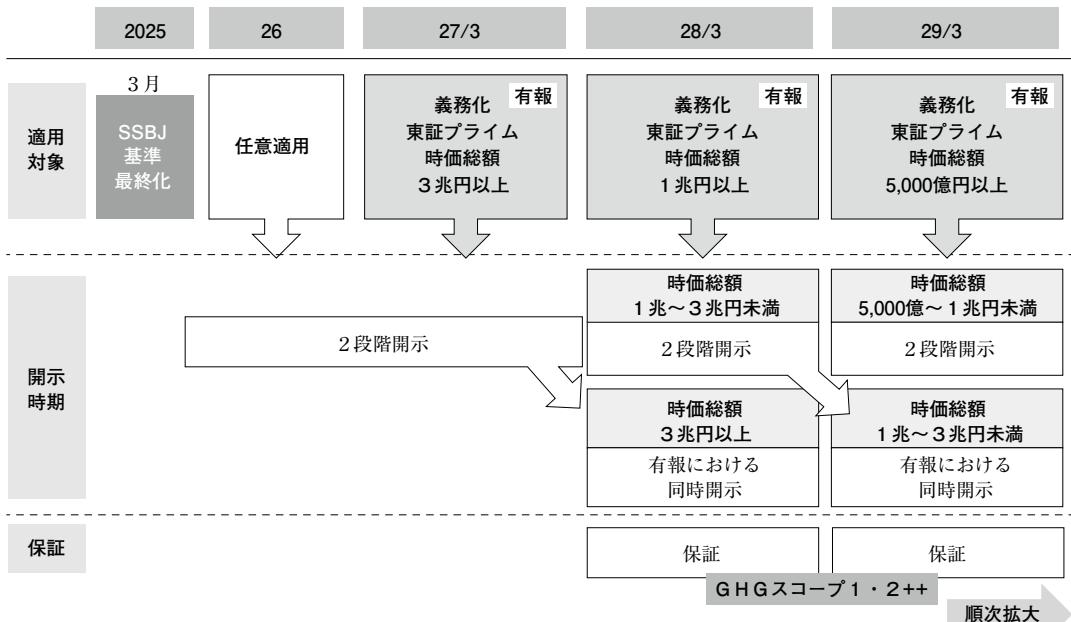
**古川 嵩子**

テクノロジー・エンターテイメントアシュアランス部門  
ニアマネージャー

**松沢 里美**

〔図表1〕

## S S B J 基準の導入案

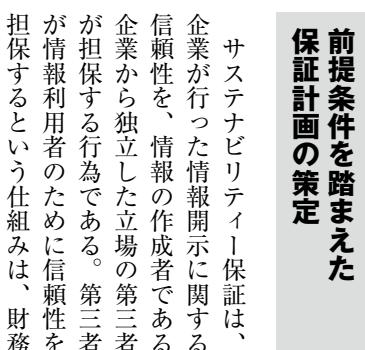


(注) 2段階開示は、半期報告書等による開示を可能とするか検討（府令改正）。保証付きの場合は有価証券報告書提出期限延長（事業年度終了後4ヶ月目安）を検討（法改正）。保証の在り方は任意の枠組みも含めて今後検討。

(出所) PwCジャパン作成。

さまざまな作成基準が乱立した結果、開示の範囲や集計期間、開示形式の違いが生じており、企業間の比較は困難である。企業が自らの活動を誇張したり、良い面だけを強調したりすることで、「グリーンウォッシング」と呼ばれるような誤解を招く情報開示も問題となっている。そこで、一貫性があり、比較可能な情報開示を促すべく、国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）は2023年6月に、各国の開示基準のベースラインとなる国際基準（注2）を公表した。現在はこれを参考し、各国において開示基準の開発が広がっている。日本ではサステナビリティ基準委員会（SSBJ）が25年3月に、開示基準の最終化を行った。27年3月以降、時価総額3兆円以上の東証プライム市場上場企業から段階的に導入する案が提示されている（図表1）。企業が開示するサステナビリティ情報は、ステークホルダーが意思決定のために使用するため、その内容に誤りがあるため、その内容に誤りがあつてはならない。入手可能な情報の

と呼ばれるような誤解を招く情報開示も問題となっている。そこで、一貫性があり、比較可能な情報開示を促すべく、国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）は2023年6月に、各国の開示基準のベースラインとなる国際基準（注2）を公表した。現在はこれを参考し、各国において開示基準の開発が広がっている。日本ではサステナビリティ基準委員会（SSBJ）が25年3月に、開示基準の最終化を行つた。27年3月以降、時価総額3兆円以上の東証プライム市場上場企業から段階的に導入する案が提示されている（図表1）。企業が開示するサステナビリティ情報は、ステークホルダーが意思決定のために使用するため、その内容に誤りがあつてはならない。入手可能な情報の



信頼性は、投資判断において最も重視される。そのため、企業は第三者による「保証」を通じ、開示する情報が信頼に足るものであると表明できるようになっている。企業が採用する算定方法や開示基準の準拠性が検証されれば、投資家は他社との情報の比較が容易となる。開示企業にとっても、第三者保証を受けることにより、データ収集の在り方や開示を見直して情報の質を高める機会が生まれる。

すでに任意で第三者保証を受けている企業は多い。保証の対象範囲は企業によってさまざまだが、気候変動から始めることが主流となっている。

企業が行つた情報開示に関する信頼性を、情報の作成者である企業から独立した立場の第三者が担保する行為である。第三者が情報利用者のために信頼性を担保するという仕組みは、財務

# サステナ保証の導入に向けた論点

諸表の「監査」と同じだ。実際サステナビリティー保証の実務や考え方は、財務諸表監査と類似する部分が多い。

以下では、「保証計画の策定」「保証手続きの実施」「保証意見の形成」の各プロセスについて解説する。

第1段階が、保証計画の策定である。保証業務の実施者は、対象企業のプロセスや内部統制を理解し、実施する手続きの種類・時期および範囲を決定する。これらの内容は、おおむね財務諸表監査と同じである。

財務諸表監査と比較して、サステナビリティー保証でより慎重な検討が求められるのは、保証業務の受嘱に当たつての前提条件の確認だ。現行では、企業がサステナビリティーレポートや統合報告書などで任意に開示した情報を、保証の対象とすることが一般的である。

前述のとおり、開示する情報の範囲は企業によりさまざまである。そのため、保証業務を実施する者は、入手したサステナビリティー情報を、有価証券報告書等で開示している財務情報

報とも照らし合わせなければならない。その上で、保証対象となる情報を特定し、その範囲を確認する。保証対象が企業にとつて都合の良い情報のみとなつていなか、想定利用者の判断を誤らせるような範囲の限定がないか、といった観点で検討する必要がある。

企業がサステナビリティ情報を作成する際の規準の適合性を確認することも重要である。財務情報は、一般に公正妥当と認められた企業会計の基準に準拠して作成される。それとは異なり、任意のサステナビリティ情報開示では、企業の情報の作成規準は、広く一般に公表されたフレームワークの場合もあれば、企業が独自で定めた規準の場合もある。前者のフレームワークとは、気候関連財務情報開示タスクフォース（TCF）（Task Force on Climate-related Financial Disclosures）提言や、グローバル・レポートイング・イニシアチブ（GRI）スタンダードといったものである。それ故、保証業務実施者は、企業がサステナビリティ情報を作成した規準を理解し、情報の開示および保証に適する。

## 「合理的的保証」から

合した規準であるかを検討する必要がある。日本においては今年3月にSBJ基準が確立された以上、今後、当該基準に準拠した開示の拡充が想定される。任意開示が中心である現状においては、このような前提条件が備わつてゐることを確認できて初めて、保証業務を提供することが可能となる。

は、サステナビリティ情報の過年度との比較や、関連する情報との比較分析を実施する。分析の結果、異常と考えられる情報に関しては、企業にその要因を質問して、回答内容の妥当性を検討する。

保証業務の実施段階では、詳画に沿った手続きを実施する。その具体的な内容は「保証水準」により異なる。保証水準は保証業務のリスク（保証業務の実施者が、企業の作成した情報の虚偽表示を見逃すリスク）の程度によって「限定的保証水準」と「合理的保証水準」に分けられる。

る。ただし、いずれの保証水準であつたとしても、企業は信頼できる社内データや外部の第三者が示す必要がある。

## スコープ3は推定値でも 合理的な説明が必要

手続きを実施する過程で虚偽表示を発見した場合には、保証意見に与える定量的・定性的な影響を評価した上で保証報告書を発行する。これらの評価過程についての考え方は、財務諸表監査と同様である。

十分かつ適切であるかを評価し、「保証意見」を形成する。保証

れる。

しかし、その測定の範囲をバリューチェーン全体に広げるスコープ3においては、金融機関は大きな排出源となり得る。スコープ3は、バリューチェーン全体で発生する間接的な排出量について15のカテゴリーを定めている。ここには輸送や配達、従業員の通勤など人や物の移動に伴う排出量や購入、販売した財に起因する排出量などが規定されているほか、カテゴリー15

として「投資」が含まれている。金融機関が投融资を通じて間接的に排出するGHGの排出量を測定・開示するための基準を提供する組織がPCAF (Partnership for Carbon Accounting Financials) である。PCAFでは、アセットクラスごとに排出量測定方法を示している。具体的には、①上場株式・社債、②事業融資・非上場株式、③プロジェクトファイナンス、④商業用不動産、⑤住宅ローン、⑥自動車ローン、⑦ソブリン債――の七つについて定めている。加えてPCAFは、排出量を測定する際のデータの信頼性を評価するための指標である「データ品質スコア」を定めている。

例えば、上場株式および社債の場合、データの信頼性に応じて、1から5までのスコア付けを求めている(図表2)。

多くの金融機関において、投融資先の財務データや業績などの詳細情報はリスク管理や財務報告のために定期的に作成され、そのための内部統制も整備されているものと考えられる。一方で、投融資先のGHGの排出量

## 第三者保証を意識した 態勢整備が不可欠

に関するデータの収集に関しては、未整備である金融機関も多いと想定される。

[図表2] PCAFが定める上場株式・社債の排出量スコア

スコア1：第三者機関による検証が行われた排出量データ
スコア2：第三者機関による検証が行われていない排出量データ、またはエネルギー消費量から算定された排出量データ
スコア3：生産高に基づいて推計された排出量データ
スコア4：売上高と産業別の排出係数に基づいて推計された排出量データ
スコア5：資産回転率と産業別の排出係数に基づいて推計された排出量データ

(出所) 筆者作成

次に、金融機関に求められるサステナビリティ開示とその保証について整理する。

温室効果ガス(GHG)

の排出量に関しては、スコープ1からスコープ3まで

の三つに大別される(注3)。

製造業等と異なり、金融機

関においては通常、スコー

プ1に計上されるものは極

めて少ない。スコープ2に

ついても、オフィスや事業

所での光熱費に関連する電

気の使用が大部分であり、

他の業種と比較すると少量

の排出にとどまると考えら

れる。

スコア1やスコア2とするた

めには、投融資先が排出量データを公表したり、第三者による

保証を獲得したりしている必要がある。つまり、これは投融資先のGHGに関する開示方針に左右されることとなる。

スコア3以下とする場合は推定値を使用できるが、第三者による保証を視野に入れると、推定値に関しても合理性を説明でききる必要がある。そのため、推定に用いたデータの客観性や見積もりの手法を確立しなければならない。

今後、スコープ3を含むGH

Gの開示と保証が注目を集め

いくことを考えると、金融機関においては、投融資先の排出量データの収集・管理に留意が必要であろう。

# サステナ保証の導入に向けた論点

範囲（バウンダリー）の確定が最初のステップとなる。

サステナビリティ情報開示の目的の一つは、財務諸表では表すことができない企業価値を補足して示すことである。従つて、バウンダリーは、まず原則として連結財務諸表における連結の範囲と整合させる必要がある。

金融機関においては、ファンドや投資事業組合といったストラクチャード・エンティティを多数組成していることも多く、連結・非連結の判断が複雑なケースも見受けられる。さらに、日本の会計基準による財務報告に加え、連結の範囲が異なる国際会計基準による財務諸表の作成を行うなど、二重の管理を行っていることも多い。特に複雑な企業グループを形成している場合には、報告範囲の確定に時スコープ3のカテゴリー15（投資）など、バリューチェーンも含まれる。投資戦略によつては、その範囲が頻繁に異動すること

も考えられる。第三者による保証を受ける場合には、十分な準備時間を探ることとも、所管部署との連携を通じ、報告範囲の変動についても適時に把握できる仕組みを構築しておくことが望ましい。

サステナビリティ情報の開示は比較的新しい分野であり、今後もその在り方にさまざまな変更が加えられる可能性が高い。そのため、開示作成の基礎となる作業は、各部門の担当者によるE U C (End User Computing) になつており、特にスプレッドシートを活用している企業が大半である。

スプレッドシートによる作業は柔軟な設計が可能である半面、属性人化しやすいデメリットもあり、第三者による検証が困難となつてしまふことも多い。サステナビリティ保証業務で発見される誤りの大多数が、このスプレッドシートの転記ミスや集計範囲の間違いなどに起因するものである。

そのほとんどはダブルチェックが万全であれば防ぐことが可能な間違いだが、その場合も複

雑な算式や標準化されていない表を多用し、検証が困難となつているケースが多くある。特に金融機関においては、大量のデータをもとにサステナビリティ開示を作成するケースが多く、

一つの誤りが重大な虚偽表示になつてしまふ恐れがある。正確な情報を作成するためのダブルチェックと、その後に行われる第三者保証を意識し、スプレッドシートを使用する際の標準化やチェックポイントの明確化を進めておくことが望ましい。

(注) 1 「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ」および「サステナビリティ情報の保証に関する専門グループ」。

2 I F R S S 1号、S 2号。

3 スコープ1は、企業が直接排出するG H Gのこと、代表例は石油やガスの燃焼による排出など。スコープ2は、間接的なG H G排出のうち、他社から供給された電気の使用や、電力供給者が発電に際して排出したもの等。スコープ3は、自社のバリューチェーン全体の間接的なG H G排出量から、スコープ

2で計上されたものを除いた排出量。

えんどう ひであき

監査事業本部副本部長、パートナー。監査業務、金融規制、サステナビリティ開示に関する

保証業務に従事。企業情報開示委員会、サステナビリティ基準諮問会議、E S G情報開示研究会、日本公認会計士協会サステナビリティ能力開発協議会、サステナビリティ情報開示・保証業務特別委員会に委員・理事として参加（現任）。

ふるかわ しゅうこ

13年あらた監査法人（現P W C Japan）に入所後、国内上場会社の財務諸表監査および内部統制監査、日本国内の外資系日本法人に対する会計監査および内部統制監査を担当。24年から現職。サステナビリティ保証拡大推進の支援業務に従事。

まつざわ さとみ

19年入所後、主にグローバル企業の財務諸表監査やサステナビリティ保証業務を担当しながら、情報開示に向けたアドバイザリー業務に従事。